

**NO!**  
断固拒否

# 「えせ同和行為」には 毅然とした対応を!

## 不当な要求は、断固拒否しましょう。

えせ同和行為って  
何ですか?

えせ(似非)とは、「似てはいるが、本物とは違う」ことを意味します。

「同和問題はこわい問題である。」という誤った意識に乘じ、同和問題を口実とし

て利権を得るために、企業や寺院、行政機関などに不当な要求や圧力をかけることを「えせ同和行為」といいます。

具体的には、機関紙の定期購読・図書等物品購入の強要、下請けへの参加強要、開発行為等の許認可の強要等があげられます。

このようなえせ同和行為を排除するためには、**不当な要求には断固として拒否し、不法な行為については、法的な措置をとるなど毅然とした態度をとることが重要です。**

同和問題を口実とした不当な行為かどうかの適切な判断をするためには、同和問題を正しく理解しておく必要があります。

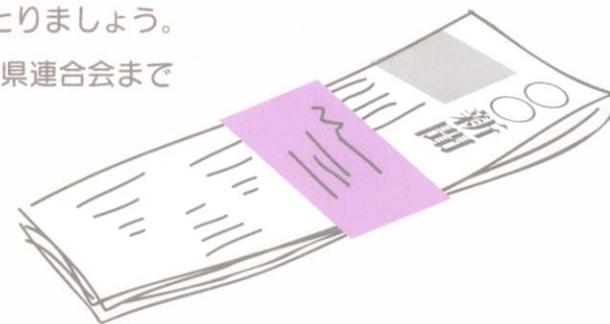
### えせ同和行為への対応の要点

#### 基本的な態度

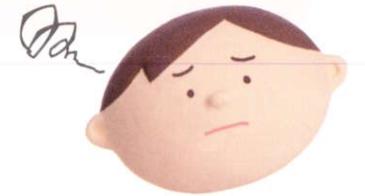
- 不当な要求には、毅然たる態度で断固拒否しましょう。
- 「同和問題に理解がない」「差別だ」などと非難された場合には、「必要な資料については、部落解放同盟から提供していただきますので必要ありません。」と伝えましょう。
- 窓口担当者のみで対応せず、組織全体で意思統一をして対応しましょう。
- 面談は管理が及ぶ場所で行いましょう。

#### 具体的対応の要点

- 対応は、こわがらず、あわてず、ゆっくりと丁寧にしましょう。
- 相手の氏名・所属団体・所在等を確認し、代理人と称する場合は委任の事実を確認しましょう。
- できるだけ録音又は詳細な記録をとりましょう。
- しつこい場合は、部落解放同盟群馬県連合会まで相談して下さい。



## 購入や定期購読を断ったのに、書籍や新聞等を一方的に送りつけてきました。どのように対処すればよいのでしょうか。



ネガティブ・オプション(送りつけ商法)は、「訪問販売に関する法律」により規制されており、このような場合、代金の支払いも商品を返送する必要もありません。法により、**商品が届いた日から14日間を経過すれば自由に処分できます。ただし、保管期間中に商品を使うと購入の承諾と見なされ、代金を支払わなくてはなりませんので注意してください。**

**14日経過後は法的には何の義務もありませんが、「送った代金を払え」とか「何で送り返さなかったのか」等の因縁をつけられるなど、問題の解決を困難にさせることも予想されるので、対抗措置として速やかに返送して下さい。**

### 1 開封していない場合

送られてきた郵便物、宅配便等は開封せずその場で「受け取り拒否」をする。知らないで郵便物を受け取ってしまった場合は、「受け取り拒否」の付箋に住所、氏名、印鑑を押してポストに投函してください。(小荷物、宅配便については郵便局又は宅配業者に確認したうえで対応してください。)

### 2 開封してしまった場合

内容を知らず開封してしまった場合、添書をつけてその上から包装し、発送したことが確認できる方法(簡易書留や宅配便を利用し、必ず控えを保管すること)で返送してください。

お問い合わせ・ご相談は・・・



部落解放同盟群馬県連合会／啓発・人権相談員まで

〒371-0841 群馬県前橋市石倉町1-4-11

TEL027-251-5952・252-2132 FAX027-254-2198